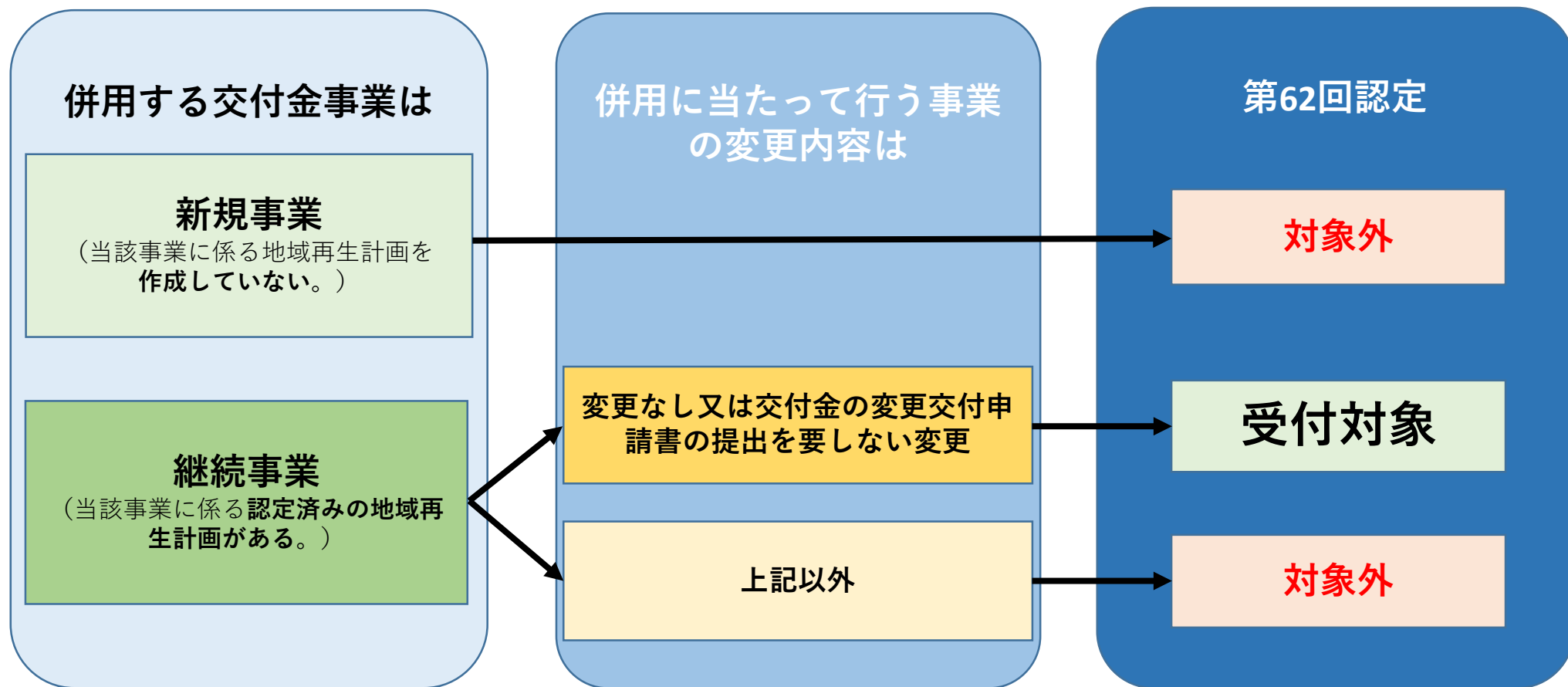


第62回認定において、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金（以下「交付金」という。）と企業版ふるさと納税を併用する場合であって、同一の地域再生計画に併記する場合は、次のフローに従い、受付対象である場合に認定申請を行ってください。



(留意事項)

- ・ 企業版ふるさと納税に係る大括り化計画を作成している（作成する）場合は、交付金の実施計画等の変更を行うことで併用事業とすることができます（交付金と企業版ふるさと納税の併記のための地域再生計画の変更は不要です。）。
- ・ 地域再生計画の作成に当たっては、事務連絡別添2及び3をご参照ください。